



植物検疫のお知らせ



ミカン科等の植物の移動にご注意下さい！

沖縄県及び与論島・沖永良部島に発生している病害虫のまん延を防ぐため、法律により一部の植物の苗木・枝・葉は、沖縄県からの**持ち出し**や、与論島・沖永良部島から沖縄県への**持ち込み**が規制されています。

移動が規制されている植物



カンキツ類
(シークワサー、コブミカン等)



ゲッキツ
(シルクジャスミン)



オオバゲッキツ
(カレーリーフ)

- ・上記は規制されている植物の一例です。
- ・規制の対象は生の苗木・枝・葉です。果実、種子及び乾燥した葉等は自由に持ち出せます。
- ・上記の植物は検査に合格すれば持ち出せます。**事前に必ず**お問い合わせ下さい。

発生している病害虫

●カンキツグリーニング病

感染すると葉が黄色くなり、数年後には枯れてしまいます！



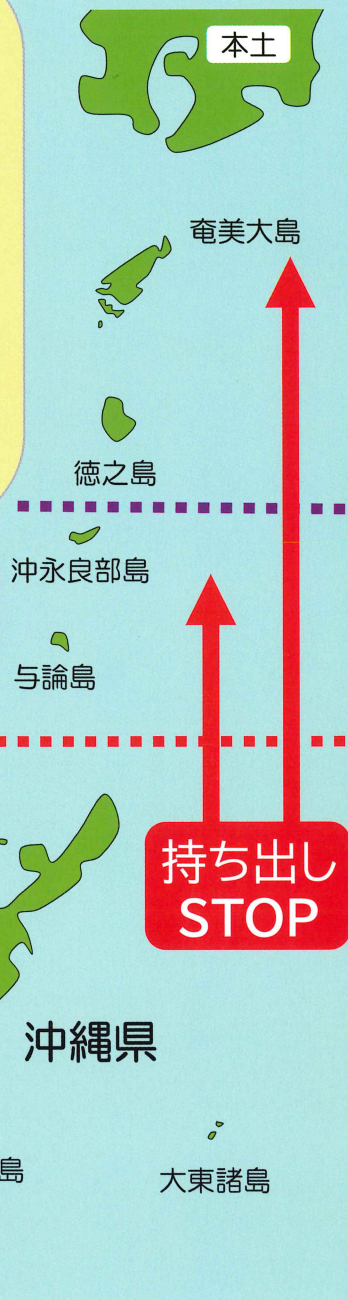
●ミカンキジラミ

カンキツグリーニング病をうつす約4mmの小さな虫です。



持ち込み
STOP

持ち出し
STOP



詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

那覇植物防疫事務所 098-868-1679 平良出張所 0980-72-2433
那覇空港出張所 098-857-0054 石垣出張所 0980-82-2312



農林水産省